

所管部課名	企画政策課	担当者	神菌 直明					
事業費名称	甌島一体化推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和3年度 予算額	2,500千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	2,500千円	千円				
令和2年度 予算額	2,500千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	2,500千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	島内外交流の促進		参加に対する満足度 80%以上	R8年度				
成果指標②								
補助対象者	全国離島交流中学生野球大会参加推進委員会							
補助対象経費	甌島の中学生が離島甲子園に参加するための運営費及び参加負担金							
補助対象事業・活動の内容	推進委員会の開催に必要な経費（旅費・通信運搬費） 大会参加及び練習等に必要な備品・消耗品等の購入、練習試合等実施のための旅費 大会参加負担金							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費のうち予算で定める額							
上記項目の積算方法	運営費（50万円）＋参加負担金（全国離島交流中学生野球大会実行委員会の指示額）							
補助を 受ける 3カ年 の事業 （団体 決算状 況） 等の	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	356,004	11.6%	90,005	2.9%	0	
		会費収入	240,000	7.8%	39,000	1.3%		
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%		
		寄付金・その他助成	116,004	3.8%	51,005	1.6%		
		市補助金	2,500,000	81.2%	2,500,000	80.6%		
				0.0%		0.0%		
		(前年度繰越金)	222,078	7.2%	512,261	16.5%		
	計	3,078,082	100.0%	3,102,266	100.0%	0		
	支出	事業費	2,000,000	65.0%	2,000,000	64.5%		
		人件費		0.0%		0.0%		
		その他事務費		0.0%		0.0%		
		運営費	565,821	18.4%	681,526	22.0%		
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
		(翌年度繰越金)	512,261	16.6%	420,740	13.6%		
計	3,078,082	100.0%	3,102,266	100.0%	0			
支出計/前年度支出計				100.8%	0.0%			
自己資金/前年度自己資金				25.3%	0.0%			
翌年度繰越金/市補助金		20.5%		16.8%				
交付件数		1		1				
成果指標の推移①		100%		100%				
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】</p> <p>○平成30年度「現状のまま継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続性が課題である。今後も継続していけるよう市と地域が一体となって取り組んでいける方策を検討されたい。</li> </ul> <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響で大会自体が実施できていないが、毎年参加できる状況である。</li> <li>・今後も引き続き地域との連携を密にしなが、事業を継続してまいりたい。</li> </ul>							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌島内の人口が減少している中、野球を通じて、団体生活に必要なことを学ぶとともに、甌島内の保護者ぐるみの交流や、他地域の生徒との交流の機会として大いに寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	同じ離島に生きる生徒同士が野球を通じて理解し合い、郷土を思う誇りと心を醸成するために大変貴重な体験ができる絶好の機会であり、子供たちが大会参加を希望する限り、交流の機会を行政が確保していくことは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	大会での他地域の生徒との交流を通じて、参加した子供たちが大会出発前より一段とたくましくなって帰ってきていることから、目的や成果は十分果たされていると思われる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌島では中学校に野球部はないため、大会参加は学校主体ではなく、生徒・保護者の参加意思に基づく地域の活動となることから、実行委員会の主体で事業を実施していく必要がある。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域・保護者・学校が一体となり参加するために、平成28年度から実行委員会を発足し補助金を交付する形式に改めた。地域や保護者などが率先して活動しており、現行では有効な手段だと考えている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助金の一部は全国離島交流中学生野球大会参加負担金であり、運営費についても妥当である。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 地域・保護者・学校が一体となった実行委員会体制での運営を続けていることや、島を超えての交流機会であり、人材育成の観点からも継続していきたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 現状のまま継続		≪まとめ≫

## 全国離島交流中学生野球大会参加補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる全国離島交流中学生野球大会参加補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金に係る補助事業等は、市と連携した甌島地域の振興を図るためのものでなければならない。

### (補助金の額)

第3条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。

### (補助対象経費)

第4条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金は、協議会の事業に係る次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 運営費
- (2) 事業費
- (3) 予備費
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費

### (交付の申請)

第5条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年3月31日までとする。

### (交付の基準)

第6条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、全国離島交流中学生野球大会参加補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る状況報告写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、各事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 全国離島交流中学生野球大会参加補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の甌島地域の振興に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月9日から施行する。